

防府市成年後見センター運営協議会要綱

令和3年3月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市成年後見センター事業実施要綱第6条の規定に基づき設置する防府市成年後見センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 防府市成年後見センター（以下「センター」という。）が実施する事業に関する事項
- (2) その他センターの管理及び運営に関する事項

(委員)

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者（法人及び団体にあっては、当該法人又は団体の長が指定する者）で構成する。

- (1) 山口県弁護士会
- (2) 山口県司法書士会
- (3) 山口県社会福祉士会
- (4) 防府医師会
- (5) 民生委員・児童委員協議会
- (6) 福祉関係団体
- (7) 防府市社会福祉協議会
- (8) 防府市健康福祉部高齢福祉課長
- (9) 防府市健康福祉部障害福祉課長
- (10) 防府市健康福祉部社会福祉課長
- (11) 前各号に掲げる者の他、市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項に掲げる委員が、その職を有しなくなったときは、委員の

職を失うものとする。

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 5 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 6 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、防府市情報公開条例（平成10年条例第28号）第6条第1項各号に掲げる場合に相当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び意見の聴取のため会議に出席を求められた者は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、防府市健康福祉部に置く。

- 2 事務局の運営は、防府市健康福祉部高齢福祉課、障害福祉課及び社会福祉課により行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第4条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。